

# 知的財産の保護と権利活用【DMA】

## 花王のアプローチ

花王では、「知的財産(知財)を通じた事業貢献」を実現すべく、知的財産部と各研究所との協働により研究開発成果の保護と権利活用に取り組んでいます。

## 社会的課題と花王のアプローチ

研究開発のグローバル化の進展に伴って、花王(株)および国内外グループ会社での一体となった知財活動が従来以上に求められており、それに応えるべく知財活動における連携を強化し

ています。

また、オープンイノベーションの加速を担保すべく、技術契約の支援機能を強化しています。

## 方針

花王では、研究開発の成果を特許権、意匠権などの「産業財産権」として確保し、事業活動を推進しています。

特に技術開発力という重要な企業価値の指標となる特許権については、知的財産部が中心となり、幅広い分野で戦略的出願を進めています。

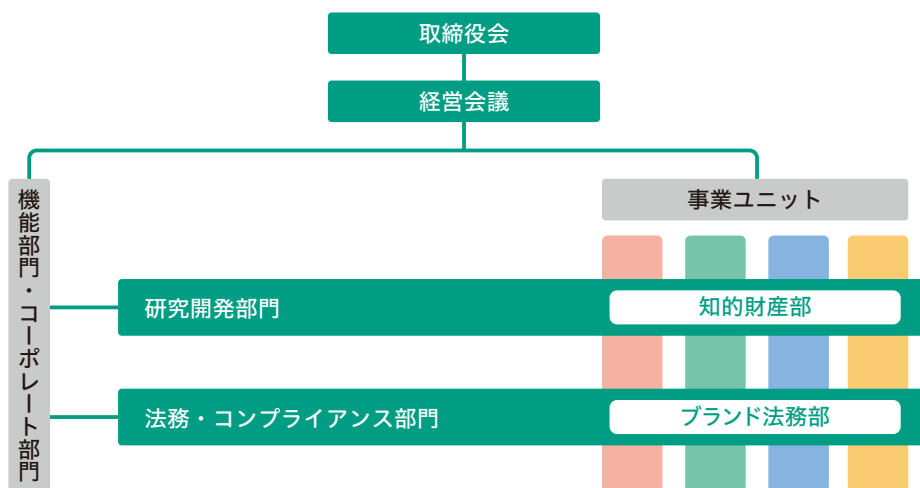
意匠権や商標権については、ブランド法務部(意匠権の一部は知的財産部)が事業部門と密接に協力し、費用対効果を勘案しながら出願や管理を担当しています。

海外でも積極的な権利取得を進め、国内外共に他社による権利の侵害があった場合は、法令に則り厳正に対処しています。近年は、アジア地域を中心とした模倣品対策にも注力しています。

一方で、研究開発の初期段階から他社の産業財産権を侵害しないように開発を進める、新製品の発売前に再度、他社特許等を確認し、必要に応じて対応するなど、他社の権利を尊重し、侵害しないしくみを国内外共に強化しています。

## 体制

産業財産権管理体制



## 教育と浸透

研究員が主体的に知財活動に参加できるよう、経験年数・役割などに応じた手厚い知財教育プログラムを用意し、継続的に改善を加えています。2016年にはのべ約700人の研究員が知

財教育プログラムに参加しました。また、教育効率の向上のためにeラーニングを本格導入しました。

## 中長期目標

- ・量と質との両面で最適化された自社特許ポートフォリオを構築し続け、積極的に活用する。
- ・第三者との知財トラブルの発生防止を効果的・効率的に担保する。



### 2016年の実績

積極的な発明発掘および権利活用により、2016年の新規特許出願数は前年比約120%となり、特許ライセンス収入も前年比で増加しました。

## ステークホルダーとの協働

知財行政の最新動向を把握するため、日本国特許庁および欧州特許庁の管理職と直接対話の機会を持っています。

また、グローバルな知財実務の理解を深めるため、主要国・

地域(欧州・米州・中国・韓国・台湾)および複数の新興国の特許代理人と直接対話の機会を持っています。

## 具体的な取り組み

### 他企業との知的財産問題への対応

グローバル

特許などの知的財産権を重要な経営資源と位置づけ、その適性かつ効果的な活用に努めています。また、他企業との知財問題については、可能な範囲で話し合いによる解決に努めています。

米国P&G社とは、花王が海外で保有するヘアカラー分野の

特許群を有償でライセンス供与することについて約3年間にわたる話し合いの末、合意に達しました。このライセンス契約の効果は過去にさかのぼるものであり、またP&G社がヘアカラー事業を他社に譲渡した場合の条件も含む内容となっています。

### 職務発明の報奨

グローバル

職務発明についての報奨制度は、自社研究員に対して、事業に貢献した重要な発明の創出をたたえ、さらなる発明活動へのモチベーションとする観点から重視しています。報奨の内容は、自社で実施して優れた成果を上げた特許等について与えられる社内実施報奨と、第三者にライセンス供与することで大きな収入が得られた特許等について与えられるライセンス収入報奨からなります。

2016年も発明の社内実施およびライセンス収入に基づく報奨を行ない、これで花王(株)として制度開始以来17年連続で社内実施およびライセンス収入についての報奨実施を行なったこととなりました。報奨授与の式典では毎年、対象発明者に対して社長自ら感謝と激励の言葉をかけています。

なお、職務発明制度は国別に対応が必要であり、海外グループ会社での報奨制度の整備も継続して進めました。

### グローバルでの産業財産権管理の推進

グローバル

海外グループ会社での研究開発の成果を適切な産業財産権として確保することは、“よきモノづくり”をグローバルに実現し、現地の生活者・顧客のニーズに応えるための重要なステップと考えています。そのため、海外グループ会社の研究員の知財教育をはじめとする、現地での知財活動の支援に注力するとともに、花王(株)および国内外グループ会社の知財担当者間の交流

と相互啓発の場を積極的に設け、また共同で仕事を進めるしくみを取り入れています。

これらの取り組みを反映して、2016年には海外6カ国のグループ会社から新たな特許出願がなされました。海外で生まれた特許出願に基づく権利取得・権利活用にあたっては、全体としての資産価値を高めるべく、連携を深めています。

### 新興国での模倣品問題への対応

グローバル

新興国での事業展開においては、現地で受け入れられる製品ほど、模倣品が急速に広まるリスクがあり、模倣品の実態を把握し適切な対策をとることが重要な課題となります。模倣品の中には安全性が懸念される製品もあり、そのような場合、模倣対象となった花王製品のブランド価値を保護するだけでなく、現地の生活者の健康・安全を守るうえでも、対策が急がれます。

特に、日本と比べて知財関連訴訟の件数が多く、訴訟社会と

もいわれる中国においては、模倣品問題の解決のためには訴訟によって毅然とした態度をとることもあります。模倣品対策の一貫として現在、北京および上海の知識産権法院(知財専門の裁判所)において、花王の保有する特許権が侵害されたことを理由に、現地メーカーに対する差し止め・損害賠償などを求める特許権侵害訴訟を遂行中です。

## 商標、意匠の管理

グローバル

花王では、商標権と意匠権(意匠権の一部は知的財産部)については、法務・コンプライアンス部門に属するブランド法務部が担当しています。新規のネーミングやデザインについて、他社の権利を侵害しないよう事前調査を十分に行なうとともに、当社のブランド価値を守るため、より広い権利の確保に努めています。

特に商標業務の機能は事業部門との連携が重要です。そのため、花王(株)本社のほか欧米4カ所に拠点を置き、事業部門と

の円滑なコミュニケーションをグローバルに図っています。また、開発スケジュールに従いタイムリーにネーミングを決定できるよう、ネーミング創作の開始から商標出願、決定に至るまでの全体スケジュールの立案と進捗の管理も行なっています。

近年増加する模倣品に対しては、ECサイトなど市場の監視を強化するとともに、行政当局やECサイト運営者、業界各社との連携を図り、早期に排除する体制を整えています。